

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月14日（金）第3477号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置者に対する改善命令

(高齢者生き生き推進課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第1112号

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し次のとおり改善に必要な措置をとるべきことを命じた。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
一般社団法人波之上会  
鹿屋市野里町2486番地

- 2 有料老人ホームの名称及び所在地  
風の舞  
鹿屋市野里町2486番地

## 3 命令の内容

法人が経営する有料老人ホーム「風の舞」について、老人福祉法に基づき県に届出のあった事項が履行される体制を早急に確保し、入居者の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な措置を講ずること。

また、平成30年12月14日（金）までに必要な措置に係る改善計画書を提出すること。

## 4 命令を行う理由

平成30年11月9日に聞き取り調査を、同16日に老人福祉法に基づく立入検査を実施した結果、特に職員の配置や入居者に提供するとした介護に関するサービス内容について、施設の現況と重要事項説明書等の内容とに齟齬を来していることが確認された。

同22日に入居者の処遇に万全を期すよう行政指導を行い、同30日に改めて施設を訪問し、対応状況を確認したところ、体制に一定の改善は見られたものの、重要事項説明書等の内容に鑑みれば、一層の改善が必要であると判断された。

このことは、老人福祉法第29条第13項に規定する「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

## 5 命令年月日

平成30年12月7日